## これまでの取組み(1)

## **●全市における景観形成について〈全市レベル〉**

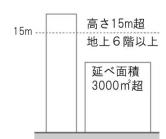
## ■大規模建築物等の景観誘導

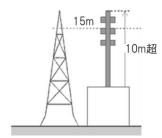
本市では、大規模建築物等の新築、増築、改築、色彩の変更等をおこなう場合、堺市景観条例に基づ く事前協議、並びに景観法に基づく届出が必要(全市域が届出対象)。これらの手続きにおいては、専 門家のアドバイスも得ながら、景観形成基準に基づき事業者と協議を重ね、より質の高い計画に誘導し ている。平成6年度~平成29年度(H30.2.末):計2,682件。

#### 【協議対象となる建築物等の規模】

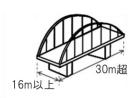
#### > 建築物

#### > 工作物









## 大規模建築物等の届出状況【平成6年度開始】(届出件数)

度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
Н6	206	H12	112	H18	1 3 9	H24	1 0 5
H7	1 2 1	H13	108	H19	1 1 8	H25	119
Н8	1 4 1	H14	7 9	H20	108	H26	1 0 4
Н9	1 3 2	H15	9 2	H21	113	H27	110
H10	8 4	H16	9 2	H22	110	H28	7 0
H11	107	H17	1 4 0	H23	8 6	H29	8 6

※H27 年度(H26.12.31)までは大規模建築物等及び大規模な屋外広告物等協議の合計件数を含む ※H29 年度はH30 年 2 月 28 日までの件数

#### 【協議手続き】

• 窓口確認、協議









・ 景観アドバイザー会議



#### <協議内容(主なもの)>

- ・周辺の景観との調和を図るため、外壁に使用する色彩の調整
- ・建築設備の配置方法の調整
- ・外構の調整(植栽配置、ゴミ置場配置、塀の設え等)

## ■公共事業による景観形成

協議対象外の公共事業についても、必要に応じて景観アドバイザー会議を活用しながら、景観協議を実施

#### 【協議事例】

対象:自転車通行環境の整備

場所:けやき通り(堺区中三国ヶ丘町3丁ほか地先)

(※百舌鳥古墳周辺景観地区内)

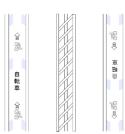
内容:景観に配慮した色彩、表示方法について 検討を重ね、アドバイザー会議で意見

聴取を実施。矢羽根タイプ、色彩(色相 5B、明度7、彩度2)を使用する。

※国のガイドライン推奨色(色相5B、明度6、彩度8)



(全面着色)



矢羽根タイプ

計画色彩 (5B7/2)

新たな沿道禁止区域

## ●社会環境・地域特性に応じた基準への見直し

安定・成熟した社会にふさわしいまちなみの形成に向け、社会環境・地域特性に応じた「わかりや すい基準」への見直し及び「屋外広告物のあり方」を検討し、平成28年1月より新たな許可基準等を 施行。

## 【おもな見直し内容】

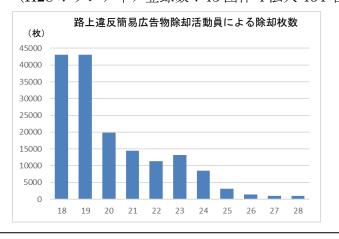
■屋外広告物の景観形成

- ・許可区域の見直し
- ・沿道禁止区域の見直し
- 広告景観特別地区の創設
- →百舌鳥古墳群周辺を特別地区として指定。
- ・許可基準の見直し(上限値の設定ほか)
- 個別基準の整備
- ・申請書類の見直し

## ●その他取組み

- ・許可基準等の検索システムの構築
- ・屋外広告物適正化旬間に合わせた周知・啓発
- ・堺市路上違反簡易広告物除却活動団体による はり紙等の除却活動

(H28 ボランティア登録数: 45 団体 4 法人 464 名)



# 〈許可基準等検索システム (堺市 e-地図帳)〉

新たな許可区域



#### 〈路上違反簡易広告物の除却活動〉

はり紙・はり札・広告旗・立て看板等 を対象

